会長		担当理事		会計	

埼医医事第７８５号
令和３年７月１９日

各郡市医師会長　様

埼玉県医師会長　金　井　忠　男
（担当常任理事　登　坂　　薫）

ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）含有機器の再確認の周知について（依頼）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記のことについて、別添のとおり埼玉県環境部産業廃棄物指導課長から周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、貴会会員への周知方についてご高配賜りますようお願いいたします。

担　当　医事・福祉課　古戸
電　話　０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ　０４８－８２２－８５１５

八潮医師会 収受 3.7.20 497 号

医療関係者 の みなさまへ の 「お願い」 です！

病院内や診療所内に眠っていませんか？

ＰＣＢ処理の期限まで１年を切りました！！

病院、診療所、クリニックなどの医療機関内に、ＰＣＢ廃棄物やＰＣＢ使用製品が残されている可能性があります。　法律で定められた期間内に処分する必要があります。
確認作業や処分手続には手間と時間がかかります。　早めのご対応をお願いします。

Ｘ線発生装置

＜レントゲン装置＞



高圧発生器に、高濃度ＰＣＢを使用したコンデンサーが内蔵されていた場合

↓

内蔵された高濃度ＰＣＢ使用コンデンサーが処理対象

確認方法 は 裏面 です！

電気設備

＜変圧器＞



＜コンデンサー＞



絶縁油にＰＣＢを使用した変圧器、コンデンサーが処理対象

確認方法 は 銘板 です！

高濃度PCB廃棄物 処分期間

令和４年３月31日まで

（この日までに 処分委託契約 を 締結する 必要 があります。）

PCB とは？

ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）は、不燃性で電気絶縁性が高い人工の油です。
以前は、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、感圧複写紙など様々な用途に利用されてきましたが有害であることが判明したため、昭和47年（1972年）からは新たな製造は禁止されています
ＰＣＢに汚染された物やＰＣＢを使用した製品は処分期間が定められています。

処分しないと 罰則 の 対象 となります ！！

探そう！　処理しよう！

X線発生装置の内蔵コンデンサー

START

探す　**昭和５５年（１９８０年）までに 製造・販売** された **X線装置** です。

該当する **X線装置** が 見つかった！

問い合わせ確認

X線装置に**内蔵されたコンデンサー内の「油」**が**①、②、③、④のいずれに該当するか**、問い合わせて確認します。

○**一般社団法人日本画像医療システム工業会**　→　**ホームページを見て問い合わせ**
http://www.jira-net.or.jp/info/pcb.html

○**上記ホームページに問い合わせ先がない**　→　**直接メーカーに問い合わせ**

① 高濃度ＰＣＢ

届出　埼玉県へ届出

期間内に処分　ＪＥＳＣＯが処分します。ＪＥＳＣＯは高濃度ＰＣＢ廃棄物の処分を行う唯一の会社です。**中小企業者への処理費の軽減制度※等**もあります。**下記ＪＥＳＣＯにご連絡**ください。

処分期間　令和４年３月３１日

※：■中小企業者等軽減制度■
処分費と収集運搬費を次のとおり軽減。
○従業員数(非常勤込み)100 人以下の個人事業主や法人→70%軽減
○個人(解散、廃業による)→95%軽減

② 低濃度ＰＣＢ

届出　埼玉県へ届出

期間内に処分　国の認定を受けた処分業者等により処分します。

処分期間　令和９年３月３１日

③ 濃度が不明

確認調査　X線発生装置内部の確認調査により①、②、④に振り分ける必要があります。**下記 埼玉県またはＪＥＳＣＯにご連絡**ください。

装置内のコンデンサーの確認作業の様子





装置内は「絶縁油」で満たされている。
この絶縁油に浸る内蔵の高濃度PCB使用コンデンサーの影響により、当該絶縁油にＰＣＢが含有している可能性がある。



高濃度 PCB「使用」コンデンサー



<銘板の写真>

高濃度 PCB「不使用」コンデンサー



④ ＰＣＢ含有なし

以後の対応は不要です！お疲れさまでした！

ご不明な点がありましたら、ご相談ください。

○ 埼玉県 環境部 産業廃棄物指導課 TEL 048−830-3148
○ 中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)
東京PCB処理事業所 営業課　TEL 03-5765-1927

ステップ2《届出》 ステップ3《保管》

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物を所有、保管または処分した業者は、前年度の状況について届け出ることが義務付けられています。

届け出の必要な方
- **PCB（ポリ塩化ビフェニル）使用製品を所有する事業者**
- **PCB（ポリ塩化ビフェニル）を保管している事業者**
- **PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物を処分した事業者**

様　式	提出期間	提出部数
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 （保管事業者及び所有事業者）	毎年4月1日から6月30日まで	2部

※特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物は特別管理産業廃棄物であり、保管している事業者は、保管に関する業務を適切に行うため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し、報告する義務があります。
なお、特別管理産業廃棄物管理責任者は、一定の実務経験を有するなどの資格が必要です。実務経験等がない場合は、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが主催する「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を受講する必要があります。

ステップ4《処理》

専門業者に運搬と処分を委託します。

高濃度（PCB濃度5,000mg/kg 超）		
処分対象	・変圧器（トランス） ・コンデンサー（重量3kg以上） ・廃PCB油	・安定器 ・小型電気機器（重量3kg未満） ・PCB汚染物
処理施設	中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）	
	東京事業所	北海道事業所
	東京PCB処理事務所営業課	北海道PCB処理事務所営業課（東京事務所）
連絡先	03-5765-1927	03-5765-1197
処分期間終了	令和4年3月31日	令和5年3月31日

※中間貯蔵環境安全事業株式会社（JESCO）に処分を委託するためには、あらかじめ登録を行う必要があります。

低濃度（PCB濃度0.5 超～5,000mg/kg）	
処理対象	微量PCB混入の可能性のある廃電気機器など
処理施設	無害化処理認定施設等 （https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html）（環境省ホームページ）
処分期間終了	令和9年3月31日

中小企業者等の負担軽減措置について

高濃度のPCB廃棄物を中小企業者等が処分する場合、その処分費及び収集運搬費等について料金が軽減される場合があります。

・一定の条件を満たす中小企業者、中小企業団体等及び法人にあっては70%、個人にあっては95%が軽減されます。詳しくはJESCO中小軽減担当（0120－808－534）にお問い合わせください。



期限を過ぎると処分できません！
定められた期限までに処分してください。



このパンフレットに関するお問合せ

埼玉県　環境部　産業廃棄物指導課
埼玉県さいたま市浦和区高砂3－15－1
☎ 048-830-3148　✉ a3120-02@pref.saitama.lg.jp

詳しくはこちら▼
PCB 早期処理 検索

令和３年１月発行

※PCBは「ポリ塩化ビフェニル」の略です

PCBを探しています！

期限までに適正な処分を！

PCBの処分期限

変圧器・コンデンサー
■高濃度　令和4年3月末まで
■低濃度　令和9年3月末まで
照明器具の安定器
令和5年3月末まで



PCB含有廃コンデンサーの例

PCBを含む可能性がある主な機器

変圧器



コンデンサー



昭和47年以前の製造は要注意！

蛍光灯器具



水銀灯器具



昭和52年以前の建物等は要注意！

※平成5年までに製造された変圧器や平成2年までに製造されたコンデンサーには低濃度PCBが含まれていることがあり、含有の有無は絶縁油を分析して調べる必要があります。



期限内処理にご協力をお願いします。



埼玉県 環境部 産業廃棄物指導課

■PCBは処理手順に沿って計画的に!

ステップ1 **確認**
電気機器等を確認

ステップ2 **届出**
県環境管理事務所へ届出書を提出

ステップ3 **保管**
処理するまで適正に保管

ステップ4 **処理**
必ず期限までに処理

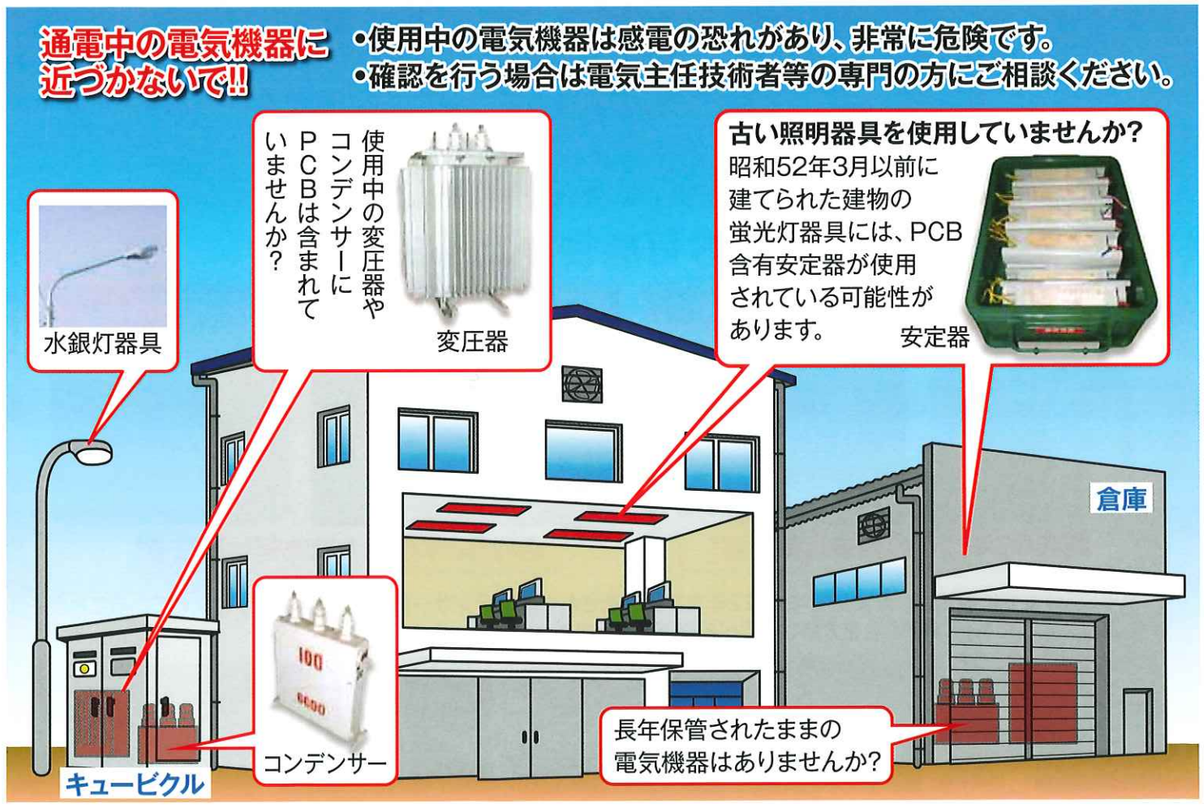
ステップ1《確認》

PCB（ポリ塩化ビフェニル）とは?

昭和20年代後半～50年代前半にかけて、電気機器の絶縁油として広く使用されていました。昭和43年のカネミ油症事件を契機に有害性が明らかになったことから、PCBの製造は禁止されましたが、当時製造されたPCBを含有している電気機器は、今も皆さんの身近なところで、保管・使用されている可能性があります。

現在使用中の機器であっても、期限までに廃棄・処分しなければなりません。

■その電気機器にPCBは含まれていませんか?



※上記の電気機器の他、リアクトル、サージアブソーバー、計器用変成器、整流器、開閉器、遮断器等にもPCBが使用されている可能性があります。

■銘板を確認

変圧器・コンデンサーの場合

昭和28年から昭和47年に圏内で製造された変圧器・コンデンサーには絶縁油にＰＣＢが使用されたものがあります。高濃度のPCBを含有する変圧器・コンデンサー等は、機器に取り付けられた銘板を確認することで判別できます。

詳細は各メーカーに問い合わせるか、(一社）日本電機工業会のホームページをご覧ください。
https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html

銘板の取付例


高圧変圧器



高圧コンデンサー


銘板

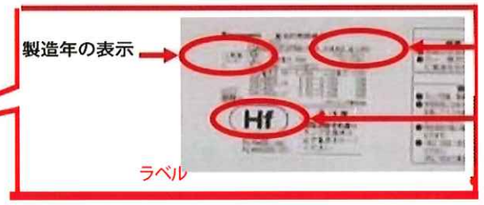
通電中（使用中）の機器は、感電の危険があります
銘板の確認は、電気主任技術者等の専門の方にご依頼ください。

照明器具の安定器の場合

昭和32年1月から昭和47年8月までに圏内で製造された照明器具の安定器には、PCBが使用されたものがあります。なお、一般家庭用の蛍光灯等の安定器にはＰＣＢが使用されたものはありません。(集合住宅の共用部分には、使用された可能性があります。）PCB含有の有無は、照明器具のラベル又は安定器に貼付された銘板に記載されているメーカー、型式・種別、性能（力率）、製造年月日等の情報から判別することができます。

詳細は各メーカーに問い合わせるか、(一社）日本照明工業会のホームページをご覧ください。
https://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm


PCB不使用蛍光灯器具



※ラベルは一例です。すべてのメーカーに記載されているとは限りません。

- 昭和48年以降※に製造された蛍光灯器具。（※建物の建築年次ではなく、蛍光灯器具の製造年次です。）
- 低力率型の蛍光灯器具。　eHfランプ使用の蛍光灯器具。
- 点灯管（グローランプ）がついている蛍光灯器具。
- 環型（丸型）で接続器※がついている。（※天井取付け面にある引っ掛けシーリング、埋込ローゼット等　）

■埼玉県では、ＰＣＢを含む可能性がある機器をお持ちの方を対象に調査票や訪問等による調査を行っています。管轄の環境管理事務所の職員が訪問を行う場合があります。

○中央環境管理事務所（鴻巣市 上尾市　蕨市　戸田市 桶川市 北本市 伊奈町）
さいたま市浦和区北浦和５－６－５　☎048－822-5199
○西部環境管理事務所（所沢市 狭山市 飯能市 入間市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 富士見市 日高市 ふじみ野市 三芳町）
川越市新宿町１－１７－１７ ウェスタ川越　公共施設棟４階　☎049－244-1805
○東松山環境管理事務所（東松山市 坂戸市 鶴ヶ島市 越生町 滑川町 嵐山町 吉見町 鳩山町 小川町 川島町　毛呂山町 ときがわ町　東秩父村）
東松山市六軒町５－１　☎0493－23－4050
○秩父環境管理事務所（秩父市 横瀬町 皆野町 小鹿野町 長瀞町）
秩父市東町２９－２０　☎0494－23－1511
○北部環境管理事務所（熊谷市 本庄市 深谷市 美里町 神川町 上里町 寄居町）
熊谷市末広３－９－１　☎048－523-2800
○越谷環境管理事務所（草加市 三郷市 吉川市 八潮市 松伏町）
越谷市越ケ谷４－２－８２　☎048－966-2311
○東部環境管理事務所（行田市 加須市 春日部市 羽生市 久喜市 蓮田市 幸手市 白岡市 宮代町 杉戸町）
北葛飾郡杉戸町清地５－４－１０　☎0480－34－4011

